

## 生野区居宅介護支援事業者連絡会会則

設立年月日 平成16年5月19日

### (名称)

第1条 本会の名称は、生野区居宅介護支援事業者連絡会と称する。

### (目的)

第2条 生野区内の居宅介護支援事業者相互の連携と交流をとおして居宅介護支援サービスの向上を図り、もって介護保険サービス利用者の支援に資することを目的とする。

### (事務局)

第3条 本会の事務局(所在地)は、大阪市生野区勝山北3-13-20 社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会内(生野区地域包括支援センター)とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換・交流に関すること
- (2) 居宅介護支援サービスの向上に関すること
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 会員は、会の目的に賛同する生野区内の居宅介護支援事業者とする。

2 その他、運営委員会において認めたる者

### (入会及び退会)

第6条 入会希望事業者は入会申込書を提出し、会費を納入後入会することができる。

2 会費を2年以上滞納した場合、又は、居宅介護支援事業者及び介護支援専門員として介護保険法や倫理に反する重大な行為をした場合は、運営委員会の決議により退会させることができる。

### (運営委員会)

第7条 本会の運営のため運営委員会を置く。

2 運営委員は、次のとおりとし、会員より選出する。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 委員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 相談役 1名

3 代表、副代表、委員、会計、監事は、運営委員の互選により選出する。

4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 第7条5項について、相談役を必要に応じて、運営委員会で決定し設ける。

### (総会)

第8条 本会の総会は、会員の過半数をもって成立することができる。

### (弔事)

第9条 弔事については、原則として連絡会の運営等に貢献のあった会員事業所の管理者等及び運営委員会代表が必要と認めたる場合とする。

2 対応については、香典、生花、弔電などから運営委員会代表及び副代表がその都度決定し、運営委員会に報告する。

(経 費)

第 10 条 本会の経費は会費、助成金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は年額 3, 0 0 0 円とする。

3 すでに納入された会費については返還をしない。

(会則の変更)

第 11 条 本会の会則は、会員の過半数をもって変更することができる。

(その他)

第 12 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

付則 この会則は平成 1 6 年 5 月 1 9 日から施行する。

付則 この会則は平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この会則は平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

付則 この会則は平成 2 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

付則 この会則は令和 4 年 5 月 1 8 日から施行する。